

令和元年度第1回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和2年2月27日(木)

午後1時30分開会

○事務局(前田) それでは定刻となりましたので、開会の前に1点注意点がございます。今回の審議会につきましては、審議会規則第9条の規定によりまして議事録を作成いたします。その都合上、今回お手元のマイクが録音装置となっておりますので、発言の際はマイクのスイッチを入れて御発言をお願いいたします。お手数ですが、発言終了いたしましたら、スイッチを切るようお願いいたします。

それでは、ただいまから令和元年度第1回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。本日御出席いただいている委員の皆様は、お手元の出席者名簿のとおりでございます。

なお、荒井委員、井上智美委員、金子委員、関口委員、藤原委員、村田委員におかれましては、本日所用のため御欠席となっております。

それでは、開会に当たりまして、環境部副部長の安藤より御挨拶申し上げます。

○環境部副部長 皆さん、こんにちは。環境部副部長の安藤でございます。

本日は、お忙しい中、この環境影響評価技術審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ちょうど今、県では県議会をやっておりまして、その中でも環境の分野、かなり関心を集めております。背景としては、SDGsの流れが大きいと思っております。今日お集まりの皆様方の御専門を拝見しても、大気、水あるいは廃棄物、それから文化財等々生物も含めていろんな分野からお集まりをいただいているわけですが、これもサステイナブルという部分で、地域あるいは社会が持続可能であるためにどのような形で社会、経済と調和していくのかという大きな課題に向けてのテーマと思っております。

今日、三郷北部地区土地区画整理事業を案件として掲げさせていただいております。これまで12月と1月の2回にわたりまして、小委員会の皆様方には御助言、御意見を頂きまして、誠にありがとうございます。これを今日の審議会にお諮りをいたしまして、委員の皆様方の御専門の見地からの御意見、御指導を頂きながら、判断をしていくというような流れになっていると承知しております。

また、今年度末ということで18人の委員の中で10人の委員の方が今回をもって任期を終えられるということを伺っております。これまでの御助言、御指導に改めまして御礼申し上げますとともに、これも何かの機会かと思っておりますので、是非埼玉県の環境行政に御支援、御助言、御協力を引き続き賜れればと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局(前田) 副部長につきましては、所用のため、恐縮でございますが、ここで退席させていただきます。

○環境部副部長 どうぞよろしく申し上げます。

(副部長退席)

○事務局（前田） 本日の会議ですが、委員総数18名のうち、まだ桑野先生がお見えになっていないのですが、12名御出席の予定ですので、埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行を柳会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○柳会長 分かりました。それでは、次第に従い議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、本日の審議に先立ちまして、会議の公開について事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局（鈴木） 本日の審議会に3名の傍聴希望者が来ております。審議会規則第8条では、審議会は公開することとしておりますが、出席委員の3分の2以上の議決で非公開とすることができます。

○柳会長 審議会は原則公開ということで、公開でよろしいでしょうか。

○柳会長 それでは、公開といたしますので、傍聴希望の方を入场させていただきます。

○柳会長 傍聴の方は、受付でお渡しした傍聴要領をお守りいただくようお願いいたします。

それでは、次に本日の会議の議事録の署名についてですが、審議会の規則の第9条第2項によりまして、議事録には議長のほか、出席の委員のうち2名の委員が署名、捺印をすることになっております。今回は、上野委員と櫛島委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柳会長 よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、議事の1、草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書について審議に入りたいと思います。

本日は、小委員会委員でなかった方にも御出席いただいておりますので、計画等の策定者に準備書の内容について改めて説明を頂きたいと思います。その後で、当審議会の答申について検討します。

それでは、準備書の内容について、都市計画決定権者から御説明をお願ひいたします。

○都市計画決定権者（中村） 改めまして、私、都市計画権者でございます三郷市まちづくり推進部まちづくり事業課、課長をしております中村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

以下は、自己紹介させていただきます。

○都市計画決定権者（井戸田） 同じくまちづくり事業課の井戸田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○都市計画決定権者（石塚） 同じくまちづくり事業課の石塚と申します。よろしくお願ひいたします。

○都市計画決定権者（采女） 同じくまちづくり事業課の采女と申します。よろしくお願ひい

たします。

○アセス受託者（井上） 今回アセスを担当しております環境管理センターと申します。よろしくお願ひいたします。

○都市計画決定権者（中村） それでは、私から事業概要等につきまして説明させていただきます。詳細につきましては、受託者である環境管理センターより御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、準備書の概要版の1ページをご覧くださいと思います。都市計画権者の名称といたしまして、三郷市。代表者氏名としましては、三郷市長、木津雅晟。所在地、埼玉県三郷市花和田648番地1。

事業者の名称及び所在地につきましては、名称、（仮称）三郷北部地区土地区画整理組合設立準備会。代表者氏名、会長、山崎幸一。所在地といたしまして、埼玉県三郷市早稲田4-15-1でございます。

都市計画事業の名称といたしまして、草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業でございます。

都市計画対象事業の種類といたしましては、土地区画整理事業でございます。

都市計画対象事業の目的でございますが、都市計画対象事業の実施区域は、第4次三郷市総合計画において幹線道路に面するなど非常に利便性の高い地区として、「産業立地ゾーン」として位置づけられている地区でございます。さらに、計画地南側に位置する東京外環自動車道において、三郷南インターチェンジから首都高湾岸線までの区間が平成30年6月に開通し、新たなインターチェンジ、名称といたしましては三郷中央インターチェンジも開設され、交通利便性が更に高まることが期待されております。

本事業は、これらの立地特性を最大限に活用し、土地区画整理事業により自然環境との調和や地域経済の活性化を視野に置いた産業誘致基盤の整備を行うとともに、三郷市内の産業の発展に寄与することを目的としております。

都市計画事業の実施区域といたしましては、図2-1及び写真2-1、2ページ、3ページでございます。

計画地は、三郷市の北側にございまして、地名としましては彦糸2丁目、彦音2丁目及び彦成2丁目の各一部に位置し、計画地の中央には主要地方道葛飾吉川松伏線が通っております。

以上が概要でございます。詳細につきましては、環境管理センターから説明させていただきます。

○アセス受託者（井上） 環境管理センターの井上と申します。よろしくお願ひいたします。

私から、準備書の事業内容、それから計画書に対する知事意見を頂いていますので、事業者の見解、それから環境保全措置等々を中心に御説明いたします。

それでは、概要版の2ページ目、3ページ目をお願いいたします。まず、御説明ありましたとおり、位置図左側になりますが、こちらの四角い23.1ヘクタールの土地になりました

て、北側が吉川市との境目になっております。右側に航空写真がありますとおり、計画地の現況はまず平坦な地形になっておりまして、主に水田、それから畑の耕作地が多く占めています。また、一部駐車場などの事業地として使われている形で、地形は平坦な地形を呈しております。

航空写真ご覧いただいていますように、西側には一部水田等が残り、周辺に水田が残るような形。北側及び、右手になりますけれども、東側につきましては小学校でありますとか住宅であるとか、そういったものが立地するような計画地の現況でございます。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。本事業に係る工程、2-1になりますが、区画整理の工事はおおむね4年間を計画しております。区画が整備されたエリアから、併せて進出企業の工事が並行で入るイメージをしております。

続きまして、土地利用計画でございます。右の5ページと、下の表の2-2を併せてお願いいたします。まず、全体面積として23.1ヘクタールです。右の図面のとおり、企業用地が約17ヘクタールで、計画地面積の約73%を占めております。それから、西側には調整池を2か所配置しまして、区画道路を配置し、公園2か所等を取り巻くような形で配置する土地利用計画になっております。

続きまして、6ページ目、7ページ目を併せてお願いいたします。立地企業の想定業種になります。先ほど御説明がありましたように、基本的には地区計画等々を考慮して、運輸業が主体になります。ただ、一部その他の製造業の進出の可能性もありますので、アセスメント上はこの2つの業種が来たときのパターンを想定して予測を行う形を取っております。

右側が、区画の配置になります。7ページになります。今段階では、環境負荷が一番大きくなるように、5分割にしまして、建物などを想定してアセスを展開する形を取っております。具体的には8ページを見ていただきたいのですが、建物を5つ、最高高さを38.5メートル、それから地区計画と最近の物流施設の事例等を考慮して、大きな建物を建てて環境負荷が一番大きくなるような配置を行っております。

続きまして、造成計画でございます。右の9ページをお願いいたします。今回平坦な地形になりますので、盛土高は最大で2.4メートル、平均で2.3メートル、土量につきましては38万9,000立法メートルの計画でございます。

続きまして、中段の処理施設計画でございます。今回、污水排水は下水道放流にしますので、公共用水域には流しません。図面ですと、右側の11ページが雨水排水計画になりました。計画地の西側に調整池を設置します。雨水は東から西に流れまして、この調整池に雨水を集めまして、新設する雨水配管をこの色のついている区間に設けまして、その後、既存水路を経て中川へ放流する雨水排水計画でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。今回の交通計画を御説明いたします。まず、12ページ、(2)番、発生・集中交通量でございます。今回の発生・集中交通量は、計画地の全体で1,160台に大型車になりまして、小型車が1,426台という状況でございます。

右側がルートになります。まず、大型車につきましては、地区の中心を通る主要地方道、吉川松伏線、こちらが大型車の走行経路になります。一部右側の青い線につきましては、小型車等の通勤車両等を通すということで、住宅等が右側に分布しますので、そういった配慮を行った配車計画、車両計画になっております。

続きまして、左の14ページをお願いいたします。こちらが公園緑化計画になります。まず、緑地につきましては各企業用地の周りにバッファーとしまして緩衝緑地をぐるっと囲んだ形で設けます。公園につきましては、右に二郷半用水路という水路が流れているのですが、こちら沿いに2か所、北側が公園1号、下が公園2号を配置します。また、調整池につきましては地区の西側に寄せまして、周りの水田と水辺の連携が保てるような配置にしております。

続きまして、15ページでございます。先ほど申しましたように、工事工程としましては準備工に始まりまして、その後、土工等々が始まりまして、区画整理工事で約4年間の工事を予定しております。

工事用車両につきましては、その下(2)にございますとおり、ピーク時で1日当たり大型車117台、小型車54台になります。

次に、16ページをお願いいたします。こちらは、工事用車両のルートになります。基本的に、まず大型車は周辺地域への配慮から、基本的には吉川松伏線、要は幅員のしっかりした主要道路を走行しまして、右側の2本、三郷市道等につきましては小型車の走行のみということで配慮していく計画でございます。

関係地域でございます。今回は、指針に基づきまして周辺3キロとなりますので、こちらに示しますとおり、5市がそれぞれ含まれる形になっております。

以上が事業の概要になります。

続きまして、18ページ、19ページをお願いします。まず、18ページですが、調査計画書に対する住民意見ということで、1通意見が寄せられております。表の4-1左側でございますとおり、まず1つ目の意見としましては、吉川松伏線の大気、騒音、振動等々が現状でも出ているので、これ以上負荷が増えることへの懸念。それから、光化学スモッグ等の懸念を頂いています。3つ目としましては、松伏線を中心に現状でも路上駐車等が見られますと。その辺の懸念がされますというような御意見を頂いております。

続きまして、19ページ、調査計画書に対します知事意見に対する見解を簡単に御説明いたします。まず、19ページの一番上をお願いいたします。要は環境負荷が低減されるような工事工程、それから土地利用を検討してくださいという御指摘でございます。これにつきましては、右側に記載のとおり、周辺に先ほど御説明しましたバッファーとして緑地帯を設ける。それから、緑のネットワーク等々を形成しまして、自然環境にも十分配慮していきますと。あと、工事につきましても、基本的には建設機械や工事用車両の集中を避けていくと。また、地盤沈下等も、薬剤処理等は行わないような工法を積極的に選んでいくなどの環境負荷の低減に努めてまいります。

続きまして、2つ目でございます。知事意見としまして、可能な限り業種を絞って明確にしてくださいと。明確にできない場合は、最大の負荷を見込むことという知事意見でございます。こちらにつきましては、現段階では具体的な企業の計画はまだありません。したがって、中段にありますけれども、基本的には日本産業分類表の中分類の原単位で、例えば大気でありますとか騒音でありますとか、最大の負荷を作成し、先ほどの最大の建物に入れ込む形で環境負荷を把握する手法を取らせていただいております。

続きまして、知事意見の一番下になります。計画地北側、東側には小学校等の施設があるということと、自然環境に十分配慮した調査地点や時期を設定してくださいという御指摘でございます。この辺につきましては、大気それから景観等につきましては北側の住居、それから東側の住居を中心に調査地点を設定しております。また、ここは水田耕作地になりますので、水田耕作後に新たに生育する種なども見られますので、そういった特徴等を考慮し、十分な現地調査を立案していくという見解でございます。

続きまして、左の20ページをお願いいたします。大気でございます。知事意見の一番上にありますPM2.5、微小粒子状物質の予測、評価等を加えてくださいということになっています。事業者の見解ですけれども、まずPM2.5について現地調査を加えますと。中段にありますとおり、PM2.5自体は、現段階で定量的な予測手法が確立されておられませんので、PM2.5の一次物質である一次粒子、それから二次粒子のガスになりますNO₂、SO₂、非メタン等を予測することによって、PM2.5の予測をする手法を取らせていただきました。

続きまして、騒音、振動でございます。知事意見ですが、東側に中高層の住宅が存在するため、高さ方向の配慮もしてくださいという知事意見でございます。これは、見解でございますとおり、供用後の施設稼働の騒音、低周波音に関しましては、高さ別に予測をする形で対応しております。

続きまして、悪臭でございます。逆転層等々が懸念される冬場の調査を行って予測、評価を実施することという知事意見でございます。これにつきましては、逆転層設置を考慮して予測評価を、現地調査のほうも行っております。

続きまして、動植物関係でございます。こちらにつきましては、適切な予測、評価、調査等を行うことと、動物については可能な限り定量的な調査、予測、評価を実施することという御指摘でございます。こちらは右に書いておりますとおり、先ほどの水田という環境を考慮して、水田耕作前後の環境を正しく捉えること。また、貴重な動植物につきましては、可能な限り個体数の把握に努めるなど、なるべく定量的な予測を行えるように努めております。

続きまして、電波障害でございます。知事意見として、建物等の規模を想定し、電波障害を追加することという御意見でございます。こちらにつきましては、最大の高さを設定して、電波障害の予測、評価を加える形を取っております。

続きまして、21ページ左上、知事意見でございます。近傍に、事例としまして三郷インター南部土地区画整理事業、それから越谷の吉川美南の土地区画整理事業ありますので、保全

措置の検討に当たってはこちらの事例を参照することということで、これらの保全措置を十分勘案し、立案する形を取っております。

続きまして、知事意見の2つ目、コンクリート、アスファルト等で被覆されますので、気温上昇に対する対策を具体的に示すこととさせていただきます。事業者の見解としましては、可能な限り、公園、緑地を設定するとともに、各企業に敷地外の周辺に緑地を置いてもらう、それから浸透性の舗装を施すなどの啓発をするなど、ヒートアイランドの低減に努めてまいります。

続きまして、知事意見の3箱目になりますが、西側に農地が残りますので、農地への影響について具体的に検討し、保全措置を検討することとさせていただきます。こちらにつきましては、右の見解でありますとおり、進出企業の建築物の影響による例えば日影の影響を緩和するために、農地に隣接する東側に調整池を置きまして、十分な緩衝距離を保つ形を取っております。

続きまして、知事意見の4つ目になります。公園計画の配置に当たっては、住民の意向を十分考慮することと、動植物に配慮して緑の連続性を保つことという知事意見でございます。こちらにつきましては、先ほどの図面にありましたように、緑につきましてはネットワーク化を図り、二郷半用水路等とつながって全体的な緑のネットワークをつくっていくような形を取ります。西側の水田につきましては、調整池の水辺を隣接させることによって連続性を保っていく計画でございます。

次に、知事意見です。既存の農地に依存する動植物への影響を限りなく回避・低減することと。こちらにつきましても、繰り返しの説明になりますけれども、西側に調整池を配置して水辺のつながりを持っていくことによって、動植物へ影響の低減に努めてまいります。

知事意見の最後になります。景観でございます。大規模な建物が想定されることから、色であったり、緑地帯の配置等適切な誘導によって圧迫感の軽減に努めてくださいという知事意見でございます。こちらに関しましては、三郷市の同地区の地区計画を定めまして、例えば緑地、緩衝緑地を定めるとともに、壁面の位置、それから色彩等を適正な指導を行っていきまして、圧迫感の軽減に十分努めていくという形を取っております。

続きまして、22ページから予測、評価になります。今回16項目を選んだうちに、特徴的な項目だけお話しさせていただきます。31ページ、右側をお願いいたします。右側が、供用後の大気予測になります。こちらは、先ほど知事の御意見がありましたように、全て製造業が立地した際の排ガス、それから物質を想定しまして、予測等を行っております。各項目ともに、環境基準等々を十分下回る結果となっております。具体的には、次の32ページ、33ページをご覧ください。こちらが各物質の基本濃度になりますが、先ほど事業計画で説明しました一番排出量の大きな業種を大きな建物に入れて、実際このように予測を再現する形を取っております。

ちょっと飛びまして、左側に50ページ、景観になります。上が現況、下が供用後のモニターになります。これらにつきましても、高さ38メートルの大きな建物と、先ほどの

事業化計画で御説明した大きな建物を実際想定して、想定の下、モンタージュを作成する形を取っております。基本的には手前に植栽等が施されて、圧迫感の軽減に努めるモンタージュになっております。

最後に、環境保全措置を御説明いたします。58ページ、59ページをお願いいたします。まず、59ページの右側の図面をお願いいたします。先ほど知事意見等々ありましたように、まず今回の環境の捉え方としましては、左側に農地環境があります。したがって、調整池等を隣接する形で、水辺環境の一体化を持っていくと。逆に北側につきましては、住居が隣接しておりますので、緑地1号と書いてある大きな幅の緩衝緑地を入れていきます。東側につきましては、小学校、中学校等々が分布しておりますが、こちらは二郷半用水路沿いに今既存緑地帯という帯が入っています。こちらにもさらに緩衝緑地を入れ、さらに公園を入れる形でブロック等を囲む形で緑のネットワークをつくっていくコンセプトでございます。

それから、最後に63ページ、右側をお願いいたします。63ページが、今回土地区画整理事業にもありますように、基本的に計画区内の環境が改変されます。ただし、水田環境に生育する植物等も見られ、希少種も見られておりますので、公園の中の一部に代償措置として水辺環境を創出していきます。水深の浅いところなどの環境を設けて、現状の耕作地に、特に水田に依存するような種を代償措置として移植するような形を取っていく計画でございます。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの都市計画決定権者からの説明について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。どなたからでも結構です。

計画されている調整池の深さはどのぐらいなのでしょう。

○都市計画決定権者（中村） 深さにつきましては、4メートルから5メートルになります。

○柳会長 そうすると、周辺に学校等があると児童がそういうところで遊んだりして、よく落ちたりして訴えられたりすることが、ありますけれども、外の子供たちがそこで遊んだりすることを、最初からガードして、問題が起こらないような施設にすると理解でよろしいでしょうか。

○都市計画決定権者（中村） 調整池の周りにつきましては柵を設けて、人の出入りができない形を取らせていただきます。

以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。石田委員、どうぞ。

○石田委員 住民の方の意見というのが出ていて、影響が変わらないというお話はされましたけれども、騒音の説明がなかったので詳しく。

車両とか道路の整備に関わってくると思うので、具体的にされていなくても指導するとか、道路整備を頻繁にやることも大事ではないでしょうか。

最初に工業地帯が生じることによって交通量が増えるわけですよね。それで、どのくらい

の変化が予測されるのか。

- アセス受託者（井上） ありがとうございます。そうしましたら、今御説明させていただきました概要版の、まず37ページをお願いいたします。こちらは工事中の予測になります。ナンバー1、2が、先ほど御説明しました真ん中の吉川松伏線という一番大きな道路になって、工事用車両の大型が一番集中いたします。こちらが予測結果になっておりまして、基本的にはまずは環境基準を満足するということと、工事用車両の増加レベルというのがB引くAというので右から2番目に欄がありますけれども、計算上は0.1という形です。

続きまして、供用後の将来の流通施設が受けたときですけれども、39ページ、右側をお願いいたします。こちらもナンバー1、2が真ん中の松伏線で、大型車両等が一番集中する路線になります。その他、小型が入ります。こちらも同様に見ていただきますと、網かけ以外はまず環境基準を満足しています。網かけのところにつきましては、同様に増加レベル、右から2番目、B引くAを見ていただきたいのですが、最大でもゼロから0.2デシベルで計算上はなっています。ただし、今後事業者の配慮といたしましては、当然進出企業には、例えば物流の平準化を図っていくであるとか、公共交通機関の推進を促していくとか、そういったことを十分指導徹底していき、このレベルを十分満足するような計画にしていきたいという考えでございます。

- 柳会長 ほかにいかがでしょうか。畠瀬委員、どうぞ。

- 畠瀬委員 湿地環境の創出の計画について質問させていただきます。63ページに湿地環境の創出の計画が書かれています。1つは、水深が浅くて水位が変わらない湿地環境を創出されて、周りに樹木を植栽して日影環境をつくり出すということなのですが、1点は周りに樹木を植えると日影ができますけれども、この水辺、幅10メートルとか、それくらいの割と細長い水辺でしょうから、樹木が育つと、結構早い時期にすごく日影の水辺になると思うのですよね。そうすると、保全対象種になっている植物のヒメミソハギとかタウコギなどの生育に適さない日影の水辺になってしまうのではないかというふうに、この図面を見て心配いたしました。保全対象種の生育に適した環境を長もちさせるような計画になっているかどうか再確認いただいたほうがいいのではないのでしょうか。

それから、水深が10センチぐらいの浅い環境で、水位が変わらないということなので、それだと多分あつという間に遷移が進んでしまうということもあります。植生管理をするという前提のようではありますけれども、浅い水辺で本当にすぐに遷移が進んでしまうだろうと思いますので、それこそミソハギとかタウコギとかの生育できる環境というのは、そんな長もちしなそうな気がいたしました。保全対象としている種類のための環境として適当なのか、長もちさせられるようなことを計画されているのか、いま一度検討いただければと感じました。

あとは、緩衝緑地帯についての素朴な疑問なのですが、緩衝緑地帯の6号が、緩衝緑地帯なのですが、区画道路の内側に入っているのです、区画道路を通行する道路と、外側の小学校などとの間の緑地を増やすという機能はないのかなと感じました。緩衝緑地に

なっていないのではないかなと感じましたので、どういう意図でこの位置にされたのか御説明いただければと思います。

以上です。

○アセス受託者（井上） 御指摘ございまして、まず水辺環境の水質の件なのですけれども、今後細かい設計等を行っていきますので、先生の御指摘は踏まえていきたいと思っています。

ただ、木を植えることに関しては、例えば下から砂が舞ってきて埋まらないようにとか、マント植栽的な意味を持たせたりしていますので、なるべくおっしゃるように日影になってしまって陰になってしまうと育たない種だと思いますので、現状でも水田の開けた明るいところで生育が見られていますので、そういった木によって日影ができるとか、そういうことは十分注意していきたいと思っています。

今の計画地内で見られているのも水田の例えばあぜであるとか、水田が終わったのに出てきていますので、ある程度市が公園管理の中で下草が出たときには刈り込んだりとか、維持管理で何かできるように、具体的に整備の方向性であったり維持の仕方は、今後練っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○都市計画決定権者（中村） すみません。

○柳会長 どうぞ。

○都市計画決定権者（中村） それでは、緩衝緑地帯の件につきましては、59ページをご覧くださいと思います。緩衝緑地6号につきましては、進出企業側に求める緑地帯でございまして、緩衝緑地の機能といたしましては、道路を挟んで反対側の既存の緑地帯、これは二郷半用水路という農業用水路がありますので、そこに今水路があって、高木と低木とか中木とかが植わっていますので、そこで機能が保てるということで、緩衝緑地の6号については建物に対しての緩衝緑地になりますので、そういう意図での配置になっております。

以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。副会長からどうぞ。

○藤野副会長 21ページの知事意見と事業者の見解で、コンクリートやアスファルト等で被覆されることによる気温上昇の対策ですけれども、事業者側の見解としては、浸透性の舗装を施すよう啓発するとあるのですが、これ通常のアスファルトから例えば保水性とか遮熱にすると、金額が今2倍から2.5倍ぐらいします。

金額的な問題をフォローするつもりがあるのかと、気温上昇の検討は、まず表面温度が上がらないような措置を取ることになるわけですけれども、表面温度を測定するか、見積もることをコンサルタントは是非やっていただきたい。それによって、対策を取っているという具体的な対策になるだろうと考えますが、いかがでしょうか。

○都市計画決定権者（中村） 透水性の舗装につきましては、やはり委員御指摘のとおり単価が高いということ。あくまでも願いの範疇でしかないのですが、例えば建築に当たってのお願い事項という形で推奨していくしかないというのが現状でございます。

○アセス受託者（井上） ヒートアイランド的な部分というのは、アセスの標準項目といいま

すか、例えば現状がどうで、将来どうなるという正直数量的な把握というのは、現段階では行っておりません。ただし、おっしゃっていただいたように何らかのアラームというか、判断目安というか、例えば簡易な温度計を置いておくとか、それは今後市も部分的には区画整理地内も管理されてきますので、少し連携をとって、今後の検討課題として考えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○藤野副会長 ぜひお願いしたいのは、ここはもともと水田ですから、すごく温度の低いところから、一番温度の高いところに行くというところは間違いありませんので、ぜひ考慮していただきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御発言もないようですので、議論が出尽くしたようということだと思います。それでは、審議会の答申に入りたいと思います。

そこで、都市計画決定権者の方々は、ここで退席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(都市計画決定権者等退席)

○柳会長 それでは、審議会の答申の審議に入りたいと思います。

この準備書につきましては小委員会で審議を行い、小委員会の意見が作成されております。小委員会の田中委員長から、小委員会の報告及び小委員会意見について説明をお願いしたいと思います。

○田中委員 それでは、資料1をご覧ください。それに基づいて報告いたします。

まず、表書きですが、草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書についての報告ということで、別添のとおり、報告をまとめております。

1枚めくっていただいた、資料1です。小委員会の報告として、埼玉県環境影響評価技術審議会から付託された草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書について調査及び審議したので、下記のとおり報告するというところでございます。

まず、1番、委員は、井上委員、私、田中、村田委員、山口委員、吉村委員で審議を行いました。

2番、調査及び審議の経緯で、令和元年10月28日に三郷市から草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書が提出されたことを受けまして、令和元年12月4日に第1回小委員会を開催し、準備書に対する事業者説明及び委員からの質疑応答を行いました。それを受けまして令和2年1月30日に第2回小委員会を開催し、小委員会意見を集約したところであります。

小委員会意見につきましては、別紙のとおりですので、もう一枚めくってください。こちらが小委員会としての意見でございます。参考としましては、概要版の13ページあたりを開けていただくと分かりやすいかと思います。

全般的事項としましては、計画地周辺にある小学校等の施設や住宅団地等の自然環境と生活環境の保全に配慮して工事を行うこと。ご覧いただいたとおり、東側のほうに複数の小中

学校があるということ、また通学等の人の移動が計画地を通過して西側にも及んでいることなどから、こういうことを書いています。特に、工事用車両及び関係車両の走行に当たっては、施設等の利用者に対して注意することが（１）でございます。

また、（２）、進出する企業に対しましても環境保全への配慮を求めることを挙げております。

実際に中央に通っている吉川松伏線は、既存の道路でありますので、そのもともとのベースの交通量が変わらないところに付加して通過交通があることから、このようなことを書いております。

また、騒音についても２番に挙げておりますが、既存のところの騒音が既にある基準に達するようないところがございますが、さらに付加される可能性があるということで、騒音について追記しております。計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても整合を図るべき基準等を超えている地点及び時間区分があることから、工事用車両及び関係車両の走行に伴う騒音については、より一層の低減に努めることということを書きました。

３番、植物及び生態系。希少植物の移植については、継続的に植生管理を行うことということでございます。具体的には、名前が出ておりましたタウコギですとかヒメミソハギを想定しております。公園及び緩衝緑地は、その機能を十分に果たすように整備し、維持することというのが３番でございます。

４番、事後調査。事後調査の調査項目や実施時期については、今後決定する進出企業の業種、稼働状況等を考慮した上で、柔軟な対応を検討することで、現況においては進出する企業が定まっておりますので、事後調査によってカバーすることを４番として挙げております。

以上が小委員会の意見でございます。

○柳会長 ありがとうございます。それでは、答申案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（前田） ただいま説明ありましたとおり、小委員会の意見につきまして、今回特に事務局のほうで追加するもの等はないと判断いたしましたので、本日小委員会意見をそのまま答申の案として提出させていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、小委員会の委員から付け加えることですか、他の委員の方から御意見、御質問等ございますでしょうか。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 一番南側のピンク色は区画道路と書いてありますけれども、ここに道路を造るということですか。例えば、５９ページのカラーの図で、島瀬委員のおっしゃった、公園が緑地として保全機能を果たすかどうかというのは、かなり怪しいというか、実質的に私から考えると無理だろうと思います。水田が広がっているところを、完全にアスファルトで覆うわけですから、その場合に、周辺的环境との連続性を担保すると、多少は造った緑地が意味を持つてくることはあるわけです。

○事務局（前田） 事業者がいるうちに答えていただければよかったですけれども、お聞きしている事業計画では、区域の外側を主に関係者等が通るような道路ということで使うと聞いてはいます。

○石田委員 敷地内に入るとかという必要もないし、水路で切られているから、右の道路ともつながっているのですよね。南側にも農地があるわけですから、道路を造るのではなく、そこを緑地帯にしたほうがいいのではないかと思うのです。駐車場を造るところでも、土手と連続させるようにと、申し上げてきたと思うのですけれども。

○事務局（前田） 石田委員が今おっしゃっているのは、一番南側の東西に走っている道路ということですよ。

○石田委員 そうです。これ道路なのですよね、多分。

○事務局（前田） こちらは、多分もともとの道路と一体になっている道路だと思われます。

○石田委員 公園の1号を連続させるなら、例えば公園とつながっているところだけでも道路にしないで、緑地を造るのであれば連続性を確保する、周囲の。それで、今水田があって、水田にある希少種を守るのであれば、水田とのつながりを確保する。そういう考え方を全体に、これに限らず、生態系の見地からはつなげていっていただくと考えていただくといいなと。いつも申し上げていることなのですけれども、ほかでも、お願いします。畠瀬委員いかがですか。

○畠瀬委員 正直申しまして、公園1号に創出するという水域は、連続性というふうに説明には書いてあるのですけれども、連続的な環境としての役割は果たさない場所に位置しているように私には思えます。図面には連続という矢印が引いてあるのですけれども、間に歩行者専用道路が通っていたり、連続性に配慮しているようには感じられませんでした。連続性と書いてあっても、連続性を保つ努力がされているのか。

○石田委員 取りあえず足りないということで。

○畠瀬委員 そうですね。水田環境をカバーするという面では、何か苦しそうな感じは。

○石田委員 意見書はこれでいいと思うのですけれども、努力するように中身をもう少し具体的に常に言い続けないと、油断してしまうと思うのですよね。

○柳会長 ありがとうございます。それでは、答申案につきましては、この案文どおりにさせていただいて、事務局から事業者に今の石田意見の内容については伝達事項としてお伝えいただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、ただいま申し上げたとおり、審議会の答申は原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柳会長 ありがとうございます。それでは、次に議事の2に進めさせていただきたいと思っております。

議事の2ですが、その他ということです。事務局から、蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書の審議会答申について報告をお願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

○事務局（前田） では、簡単ではありますが、事務局から御説明させていただきます。

資料3が意見になっておりまして、それからA4の横向きで、事業の概要のペーパーを作っております。こちら蓮田市の土地区画整理事業で、横向きの図、右側をご覧くださいますと分かりますとおり、蓮田市の一番西の端になりまして、久喜市、桶川市、伊奈町といった市境に位置した事業地になってございます。また、元荒川ですとか綾瀬川とか、水辺環境に囲まれた地区ということで、地区の形自体も非常に鳥のような形をしている、そういった特徴がある土地区画整理事業でございます。

今回、荒井委員、石田委員、井上智美委員、関口委員、櫛島委員、松橋委員に小委員会委員として御審議いただきまして、第1回目が1月20日に現地視察を行いまして、第2回を2月13日に小委員会を開きまして、小委員会意見を頂いたところ、その案が資料3となります。こちら土地区画整理事業になりますので、先ほどの三郷の事業の指摘事項と似ているところがございますが、これから進出予定企業等が決まってまいりますので、それに対応して柔軟な調査項目ですとか調査位置ですとか、そういったところも柔軟に対応していくようにといったことが指摘事項の中に入っております。

また、繰り返しになりますけれども、河川に囲まれた土地ということで、そういった水辺環境の動植物について、それから景観ですとか、そういったものを配慮した上で調査を実施するようといった指摘事項をまとめさせていただいております。小委員会意見をそのまま今回審議会の答申とさせていただきますので、今回関口委員長が御欠席ということで、事務局から代わりに御報告させていただきました。

簡単ではございますが、以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

答申案として、この蓮田都市計画事業の（仮称）高虫西部地区の土地区画整理事業の調査計画書についての小委員会意見が答申として出されることで、事務局から今御報告いただいたわけですが、この小委員会の委員から何か補足等があればお願いしたいと思います。

特段なければ、このままですということで、それは構いませんけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、松橋委員。

○松橋委員

今回、意見の最後に「盛土による綾瀬川の水辺景観への影響の予測及び評価を行うこと」を2回目の委員会のときに追加してもらいました。初め現地を見たときには、土地利用計画は分かったのですが、どのぐらいの土地の高さになるか、盛土の量がどうなるかということに関してははっきりとした答えがありませんでした。2回目の委員会のときに、3メートルぐらい盛土をするのだと分かりました。ハザードマップでみると浸水の危険性があるところも含まれていたためです。その段階で、綾瀬川の周りに盛土がされると景観の問題が生じうるということで、記述を加えることになりました。初めの段階で、もう少し、土地の高さ等の計画がはっきり分かっていたら、ほかの環境影響についても広く考えることができたのかな

と思われました。計画段階で、どういう業種が立地するのかということはいつも話題になるところです。一方、最近では、洪水で土地が使えなくなるといった危険も皆さん感じるようになってきていると思います。今後は、土地の高さなども早い段階に計画で示されると、いろんな影響について考えることができるから良いのではないかと思われました。そういうことがありましたということが報告です。

○柳会長 ありがとうございます。ほかに小委員会の委員の方から御発言ございますか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

○柳会長 それでは、本日の審議をこれで全て終了ということですが、よろしいでしょうか。

○柳会長 ありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（前田） ありがとうございます。以上で本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

午後2時39分閉会